

令和5年3月清須市議会定例会会議録

令和5年3月23日、令和5年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	17番	伊藤嘉起
18番	久野 茂	19番	浅井泰三
20番	成田義之	21番	天野武藏

計 20名

3. 欠席議員

16番 高橋哲生

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫				
副	市	長	葛	谷	賢	二			
教	育	長	天	埜	幸	治			
企	画	部	長	河	口	直	彦		
総	務	部	長	岩	田	喜	一		
危	機	管	理	部	長	丹	羽	久	登

市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長 兼 企 画 部 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 監	加 藤 久 喜
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
企 画 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長	石 黒 直 人
総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長	飯 田 英 晴
市 民 環 境 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	三 輪 好 邦
市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	松 村 和 浩
健 康 福 祉 部 次 長 兼 高 齡 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 参 事	猿 渡 一 樹
企 画 政 策 課 長	林 智 雄
企 業 誘 致 課 長	沢 田 茂
財 政 課 長	服 部 浩 之
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
収 納 課 長	辻 清 岳
危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 課 長	北 神 聖 久
産 業 課 長	梶 浦 庄 治
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	下 村 辰 之
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	石 田 讓
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	日 比 野 銳 治
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴

上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 主 事	清 本 紫 音

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 1 号 令和5年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 2 号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 令和5年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 4 号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 令和5年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 令和5年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員
のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 10 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 11 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例案

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び
清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一
部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条
例案
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 1 1 号）案
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 3 0 発議第 1 号 清須市議会の個人情報保護に関する条例案
- 日程第 3 1 請願第 1 号 「選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求め
る意見書」を採択することを求める請願

- 日程第32 議案第30号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第1号）案
- 日程第33 報告第 3号 専決処分した事件（調停を成立させること）の報告について
- 日程第34 議案第31号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第12号）案
- 日程第35 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 17名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和5年3月清須市議会 定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、20名でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日、高橋哲生議員及び榎本総務部次長兼総務課長より欠席の届出が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

当局から、日程第32、議案第30号 令和5年度清須市一般会計補正予算(第1号)案、日程第33、報告第3号 専決処分した事件(調停を成立させること)の報告について及び日程第34、議案第31号 令和4年度清須市一般会計補正予算(第12号)案が提出されております。

これらの審議につきましては、日程第32から日程第34までを一括議題とし、市長より提案説明を受けた後、担当部長より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、本日、質疑、討論の後、採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。このような進め方でございますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、そのように進めることに決定しました。

次に、委員長報告に移ります。

日程第1から日程第31までの案件については、2月22日及び3月3日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果についての報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、6日及び8日に開催されました建設文教常任委員会の報告を岡山委員長より求めます。

岡山委員長。

< 建設文教委員会委員長(岡山 克彦君)登壇 >

建設文教委員会委員長（岡山 克彦君）

おはようございます。

議席番号13番、建設文教常任委員長、岡山克彦でございます。

令和5年3月定例会に上程されました議案のうち当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月6日及び8日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、「土木使用料について、占用料金引下げにより昨年度より約1千500万円減額となっているが、道路修繕工事等に影響はないか」との質問があり、当局は、「影響はありません」との答弁でありました。

委員より、「清洲勤労福祉会館整備事業の債務負担行為限度額は2年間の金額なのか。また、今後の利用料に影響があるのか」との質問があり、当局は、「令和6年度から2年間の金額であり、利用料については令和5年度に全庁的な見直しを検討します」との答弁でありました。

歳出では、委員より、「道路維持費について、道路ストック点検の進捗率は」との質問があり、当局は、「進捗率は約80%です」との答弁でありました。

委員より、「河川総務費について、雨水貯留施設の清掃委託では、浚渫を行うのか」との質問があり、当局は、「各調整池周囲の除草及び低木管理を行います」との答弁でありました。

委員より、「都市計画総務費について、以前、市全域で空家調査を行ったが、それ以降は行っているか。また、現在の特定空家の実態は」との質問があり、当局は、「全域での空家調査は新たには行っておりませんが、市民からの通報などにより必要な調査を行っています。特定空家については本年度新たに4件を認定し、うち3件は解体済みです。今後も現地調査で防災上危険と判断したものは、特定空家として認定していきます」との答弁でありました。

委員より、「都市計画マスタープランの見直しについて、寺野地区など現在土地利用の意向調査を実施している地域も見直しの対象に含めてほしい」との要望がありました。

委員より、「土地区画整理費について、一場東部の開発は、清洲駅前土地区画整理事業とどのように連携していくのか。また、清洲駅前線の進捗状況は」との質問があり、当局は、「JR清

洲駅から徒歩1km圏内という利便性が高い地域であり、清洲駅前土地区画整理事業とともに、清洲駅周辺のまちづくりという位置づけで事業を進めていきます。また、清洲駅前線につきましては、区画整理区域外の箇所について愛知県が警察との協議を始めています」との答弁でありました。

委員より、「公園費について、都市公園整備費の増額理由は」との質問があり、当局は、「主なものは、上新公園の下水道切替えに伴うトイレ整備工事と中之切公園の遊具設置工事です」との答弁でありました。

委員より、「学校運営協議会の目的は」との質問があり、当局は、「保護者や地域の人が学校と一緒に学校や地域を良くするための活動に取り組むことを目的としています」との答弁でありました。

委員より、「学校の整備について、人口の動向等を注視した整備計画を策定していくためにも、関係各課の横断的な連携等も行われているのか」との質問があり、当局は、「都市計画課と土地区画整理の状況に関して情報共有を行っております」との答弁でありました。

委員より、「小中学校整備費について、校庭のフェンス修繕の基準はあるのか」との質問があり、当局は、「基準は特にありません。日常点検結果に基づき優先順位を決めて、適切な維持管理に努めています」との答弁でありました。

委員より、「小学校入学祝い品のランドセルについて、増額の要因は何か。また発注の方法は」との質問があり、当局は、「タブレット専用のポケットを追加する仕様の変更や、原材料費の高騰によるものです。発注については、市内に1社、かばん製造業者があり、他社との比較の結果、安価であり、市場で流通しているものと同等の品質であることが認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号を適用し、随意契約を行っております」との答弁でありました。

委員より、「中学校卒業記念品の印鑑について、押印を廃止する流れの中、変更の考えはあるのか」との質問があり、当局は、「印鑑登録制度は役所の事務であり、成人年齢も18歳に引き下げられ、中学卒業後3年で契約などが自分の意思で可能となる中、自分の印鑑を持つことが大人としての自覚を促す1つの方法ではないかと考えています」との答弁でありました。

委員より、「幼稚園費について、西枇杷島第1幼稚園の園児数の減少の理由は」との質問があり、当局は、「幼児教育無償化の影響により私立幼稚園に通う幼児が増加したことや、保育園・認定こども園等へのニーズの高まりが要因と考えています」との答弁でありました。

委員より、「男女共同参画推進費について、市はジェンダー平等について今後どのように考えていくのか。また、LGBT理解増進法が可決された場合、市として大きく変わるのか」との質問があり、当局は、「今後、国におけるLGBT理解増進法の議論等を注視してまいります」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案につきましては、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和5年度清須市水道事業会計予算案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「内部留保資金の活用など、令和5年度予算において施設整備をどのように進めていくのか」との質問があり、当局は、「令和5年度は重要給水施設への耐震化整備を進めるとともに、配水場機器の更新も進めていきます」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第5号 令和5年度清須市水道事業会計予算案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第6号 令和5年度清須市下水道事業会計予算案、議案第23号 清須市道路占用条例の一部を改正する条例案、議案第24号 清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第25号 清須市移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第27号 市道路線の認定及び廃止について及び議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件について御報告を申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質問もないようですので、岡山委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

次に、9日に開催されました総務常任委員会の報告を松岡委員長より求めます。

松岡委員長。

＜ 総務委員会委員長（松岡 繁知君）登壇 ＞

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

議席5番、総務常任委員長、松岡繁知でございます。

令和5年3月定例会に上程されました議案のうち当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月9日午前9時30分より委員会を開催し、委員出席のもと、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

それでは、議案第1号 令和5年度清須市一般会計当初予算案の所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

第3表 地方債について、委員より、「合併特例債の発行期限及び発行可能額は」との質問があり、当局は、「合併特例債の発行期限は令和7年度まで、発行可能額は約221億円です」との答弁でありました。

歳入では、軽自動車税の環境性能割について、委員より、「以前は、コロナ減税の対象となっていたと思うが、現在はどうなっているのか」との質問があり、当局は、「コロナ感染症緊急経済対策における税制上の措置は令和3年度まで延長されましたが、その後の減税措置はありません」との答弁でありました。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について、委員より、「令和4年度当初予算で廃項となった後、今回の3月補正で計上され、令和5年度当初予算にも計上されているが、どのような経緯となっているのか」との質問があり、当局は、「令和4年度は、先端設備等導入計画に基づいた固定資産税及び都市計画税の軽減措置による減収があったため、今定例会に計上をしました。令和5年度については、引き続き、減収分について当初予算で計上をしています」との答弁でありました。

不動産売払収入について、委員より、「何を売った収入か」との質問があり、当局は、「旧一場保育園を売却した際の土地で、令和2年度から6年度まで5回に分割して収入をすることになっています」との答弁でありました。

ふるさと寄附金について、委員より、「減額の要因は」との質問があり、当局は、「令和3年

度の寄附に対する返礼品の大半を占めていた商品が市内で製造されなくなり、返礼品として取扱いができなくなったことから、寄附額が減少する見込みのためです」との答弁でありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「南館の庁舎整備事業は現在どのような進捗状況か」との質問があり、当局は、「予定どおり3月末までに基本構想を作成することとしています」との答弁でありました。

委員より、「工事の発注方法について、デザインビルド方式が採用されるケースがあるが、本市はどのように考えているか」との質問があり、当局は、「他市町で採用されている例も把握しており、現在研究をしています」との答弁でありました。

委員より、「市民協働事業について、来年度の具体的な活動内容は」との質問があり、当局は、「今年度リニューアルした水辺の散策路看板のPRイベントと通常の市民協働テラスに加えて、昨年実施した市内中学3年生のアンケートの結果を基に進めるテーマ型の市民協働テラスなどを開催する予定です」との答弁でありました。

委員より、「地区集会所整備費補助金について、地区により土地の価格にばらつきがあるが、この600万円の上限額についてどう考えるか」との質問があり、当局は、「個人や団体の資産の形成につながる可能性があり、慎重に対応していかなければならないと考えています」との答弁でありました。

委員より、「自治会の加入率は徐々に下がっている傾向であり、コミュニティの維持が難しくなっているが、どう考えているか」との質問があり、当局は、「活動の枠を拡大し、活性化につながるためブロック制を採用しています。また、小学校区や中学校区に枠組みを広げることも一つの方法だと考えます」との答弁でありました。

委員より、「自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金について、高齢者と児童・生徒の申請割合はどのようになっているか」との質問があり、当局は、「令和3年度は、総数305件のうち高齢者が114件、児童・生徒が191件、令和4年度は、現在、総数343件のうち高齢者が160件、児童・生徒が183件です」との答弁でありました。

選挙費について、委員より、「投票率が伸びていない状況だが、今後の取組について考えは」との質問があり、当局は、「期日前投票所の出口にフォトフレームを設置したり、投票済証のデザインも変更しました」との答弁でありました。

防災対策費について、委員より、「(仮称)五条川防災センターの詳細は」との質問があり、当局は、「構造は鉄骨造2階建、延床面積は約1千300㎡で、1階は防災倉庫、1階の一部と

2階は会議室です。災害時には避難者のスペースとなります。また、平常時は貸館としていく予定です」との答弁でありました。

委員より、「防災センターは、これまでの避難所にはない機能などはあるのか」との質問があり、当局は、「ガスヒートポンプ、ガス発電機などの導入を行い、停電時の照明、空調設備など継続稼働を想定しております」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきと決しました。

次に、議案第9号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について御報告を申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「他の行政委員会もある中で、公平委員会委員へサービスの宣誓を求めている理由は」との質問があり、当局は、「職務内容が対外的ではなく内部の職員に関するもので、地方公務員法に位置づけられている組織となっております。職員の利益保護の観点から、専門的・中立的な人事機関として位置づけられているため、職員と同様に地方公務員法でサービスの宣誓を求めています」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第9号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきと決しました。

次に、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての御報告を申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「給料月額引上げに伴う影響額と対象者はどの程度を予定しているのか」との質問があり、当局は、「影響額は1千959万3千円で、対象職員は616人を予定しております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきと決しました。

なお、議案第7号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案、議案第8号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案、議案第10号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案の所管分及び発議第1号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により原案を可決すべきと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件についての御報告を申し上げます。

議長（野々部 享君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質問もないようですので、松岡委員長、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

次に、13日及び14日に開催されました福祉常任委員会の報告を松川委員長より求めます。

松川委員長。

< 福祉委員会委員長（松川 秀康君）登壇 >

福祉委員会委員長（松川 秀康君）

議席8番、福祉常任委員長、松川秀康でございます。

令和5年3月定例会に上程されました議案のうち当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月13日、14日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、民生費国庫負担金について、委員より、「生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、令和5年度に新たに新設された負担金か」との質問があり、当局は、「前年度の生活保護費負担金から社会福祉費負担金に一部内容が変更となったものです」との答弁でありました。

商工費県補助金について、委員より、「首都圏人材確保支援事業費補助金が令和4年度の

45万円から令和5年度は150万円に上がっているが、その内容は」との質問があり、当局は、「首都圏から地方に移住を促す国の政策に基づき県と自治体が協調した事業で、これまでも予算計上しておりますが、令和5年度は新たに18歳未満の子どもがいる世帯の加算額が増額されるためであります」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「マイナンバーカードの進捗状況は」との質問があり、当局は、「2月末現在、交付率は63.14%で、申請率は82.53%です」との答弁でありました。

社会福祉総務費について、委員より、「個別避難計画の策定に当たり、現行の避難行動要支援者名簿情報をどのように活用するのか」との質問があり、当局は、「現在の避難行動要支援者名簿に、新たに避難支援者や避難所までの経路等の情報を追加していくものです」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「増加傾向にある認知症高齢者に対しての新たな取組は」との質問があり、当局は、「QRコードを活用した認知症高齢者等見守りシール交付事業を実施する予定です」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「障害児保育事業費補助金を活用した障がい児対応の加配保育士の考え方は」との質問があり、当局は、「民間保育施設では現在も障がい児の受入れをしており、新たな保育士確保のための補助金ではなく、保育士雇用体制整備の一部と考えております」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「带状疱疹予防接種費の接種率を3%と見込んでいるが、どのように算出したのか」との質問があり、当局は、「既に県内で带状疱疹予防接種を実施している7市町村の接種率を参考に、3%と見込みました」との答弁でありました。

塵芥処理費について、委員より、「粗大ごみの受付が今年度よりWeb予約ができるようになったが、現在の利用状況は」との質問があり、当局は、「これまでは電話での受付のみでしたが、Web予約の導入により、全体の約3割がWeb予約になっています」との答弁でありました。

農業総務費について、委員より、「食育サポーターの活動は」との質問があり、当局は、「高齢化による伝統野菜等の担い手不足解消のため、市民の方に農業体験を通じてお手伝いしていただくものです」との答弁でありました。

農業振興費について、委員より、「現時点でレジャー農園を返還するところはあるのか。また返還するレジャー農園における利用者の対策は」との質問があり、当局は、「2か所のレジャー

農園を令和5年度に返還予定です。利用者には、近隣のレジャー農園の空き区画で対応してまいります」との答弁でありました。

観光費について、委員より、「令和5年度のきよすイルミの内容は」との質問があり、当局は、「令和4年度のきよすイルミを拡大し、古城跡公園における装飾範囲を広げるとともに、遊歩道桜並木・大手橋にも電飾を施します」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案所管分については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案2号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「令和5年度当初予算における目標収納率は」との質問があり、当局は、「令和3年度決算値に0.1ポイント増した率を目標収納率としており、現年課税分は93.03%、滞納繰越分は22.98%としました」との答弁でありました。

委員より、「特定健康診査の受診率と受診率を上げる工夫は」との質問があり、当局は、「受診率については、令和3年度は35.1%、令和4年度は40%を超える見込みです。受診率を上げる工夫では、2年間中止していた集団健診を令和4年度に再開し、新たに健診対象となる40歳の方や前年度健診を受けていない方を対象に受診勧奨を実施しています」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第2号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算案については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和5年度清須市介護保険特別会計予算案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「ICTを活用した介護予防事業の内容は」との質問があり、当局より、「LINEアプリを活用した介護予防事業では、LINE公式アカウントの運用開始、オンラインを活用した脳トレ教室、対面での軽運動とスマホ講座を組み合わせた『つながろまいか教室』など、新たに3つの介護予防事業を実施する予定です」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第3号 令和5年度清須市介護保険特別会計予算案につ

いては、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第4号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案」について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「2割負担となる方の割合は」との質問があり、当局は、「令和5年2月末で1千858人、全体の20.9%を占めています」との答弁でありました。

委員より、「2割負担導入による影響は」との質問があり、当局は、「令和4年11月診療分実績では、2割負担の方の医療費は1億3千万円余で、福祉医療による公費負担や2割負担となる方への配慮措置により、自己負担総額は1千400万円余です」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第4号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「7割・5割・2割の各軽減世帯数と全被保険者に対する割合は」との質問があり、当局は、「7割軽減は1千937世帯で23.68%、5割軽減は1千118世帯で13.67%、2割軽減は844世帯で10.23%です」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「この条例改正による影響額は」との質問があり、当局は、「影響額は3千775万1千円です、1人当たりの通院費を3万3千900円と見込み、対象者1千909人を乗じた金額のうち7か月分を計上しています」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第14号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正す

る条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今回の一部改正は、こども家庭庁に事務の権限の移行によるものか」との質問があり、当局は、「そのとおりです」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案につきましては、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「高齢者福祉施策の充実を図る内容は」との質問があり、当局は、「増加傾向にある配食サービス等のセーフティネット対策、また、令和5年度から新たに成年後見支援センターの設置を行うなど、引き続き、高齢者福祉施策の充実を努めてまいります」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第17号 清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「一部改正の対象施設は」との質問があり、当局は、「母子通園施設たんぽぽ園です」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第18号 清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「一部改正の対象施設は」との質問があり、当局は、「小規模保育事業所の清洲なのはな保育園、フィリオ清須、あおぞら保育園春日園、ユニキッズ清須さくら保育園の4園です」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第20号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「保育施設での体罰等に対する留意点は」との質問があり、当局は、「各施設において、体罰等に対する認識を高めることで体罰等が起きないような体制整備に努めます」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第21号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案所管分について御報告申し上げます。

当局より、予算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「処遇改善の加算や給与改定の変更時期はいつからになるのか」との質問があり、当局は、「保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善については令和4年10月分から、また、令和4年人事院勧告による給与改定分については、令和4年4月分の施設型給付費等の公定価格まで遡及して増額されます」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第

11号)案所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第15号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第19号 清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案、議案第22号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第29号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算(第4号)案については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を採択することを求める請願について、本委員会が審査しました結果について御報告申し上げます。

本請願については、審査の際、紹介議員である浅井議員に請願への思いなどについて質疑を行ったものであります。

内容説明を省略し、質疑に入りました。

委員より、「今、全国でこの意見書採択、請願採択が広がっているわけですがけれども、現在どれぐらいの自治体でこの請願採択が行われているのか」との質問があり、紹介議員は、「全国では、昨年12月現在で361件、愛知県では、県議会で2回採択されています」との答弁でありました。

委員より、賛成意見として、「政府見解では戸籍法上において選択的夫婦別姓制度が導入された場合であっても、その機能や重要性が変わるものではなく、そのことによって大きな問題は生じることはない」と答弁しています」との意見がありました。

委員より、賛成できない意見として、「国会で議論がなされていないということ」、また、「生まれてくる子どもたちのことを考え、今までが夫婦同姓ということによって変わっていくことによって、その子どもたちの不安が増大するのではないかということ」などの意見がありました。

質疑終了後、採決を行った結果、請願第1号 選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を採択することを求める請願については、賛成者少数で不採択すべきものと決しました。

なお、質疑の中で各委員から出されました質疑及び意見・要望の項目については、請願審査報告書に添付しております。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長(野々部 享君)

ただいま委員長報告がありました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

質問もないようですので、松川委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第1号に加藤議員から反対討論、松岡議員から賛成討論、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第12号、議案第13号、発議第1号に加藤議員から反対討論が提出されております。

なお、議案第2号で議案第13号を、議案第7号で議案第8号、議案第12号、発議第1号を併せて行っていただきます。

また、請願第1号に浅井議員から賛成討論が提出されております。

討論は発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案を議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

15番議員 (加藤 光則君)

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

今予算案は306億1千100万円で、昨年度より19億7千400万円、6.9%の増額の予算で過去最大であります。この新年度予算では、高校生世代までの通院が7月分から無償となり、医療費無料化のさらなる拡充に踏み切りました。さらに50歳以上への带状疱疹予防接種費用の助成、このことは大変評価できます。一方で、新年度予算案には、全体として見ると問題点を指摘せざるを得ない事業もあり、賛成するわけにはいきません。

以下、その理由を述べます。

初めに、戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカードについてであります。

任意であるマイナンバーカードを普及させるために多額の税金を投入し、カードを取得させることは納得できません。そもそもカード取得は法律では任意であります。政府の個人情報保護委員会に寄せられた報告では、2017年度から2021年度までの5年間で約5万6千541人分のマイナンバー情報の漏えいがしたり、情報が入ったUSBなどが紛失しています。安全性への懸念や監視社会への不安から国民のカード取得が政府の思い通りに進まないのは当然であります。便利でも必要でないカードを飽とムチで強引に利用拡大を図り、持ちたくない国民にカードを強制する政策はやめるべきであります。

続いて、窓口業務の民営化における委託業務の拡大についてであります。

行財政改革の名の下に住民票写し等の交付をはじめ、8業務において令和2年10月から民間委託を導入していますが、新年度より新たに総合案内業務を追加するとしています。

実際の窓口業務は戸籍、住民票など個人のプライバシーに関する個人情報であります。こうした情報に民間事業者が接することは、住民のプライバシー権の保障を脅かすものです。地方自治体における公務の運営においては、民間委託への移行は偽装請負となるおそれがあり、各種法令にも抵触し、しかも住民サービスが低下するおそれがあるため、住民福祉の増進を図るという地方自治法1条の2の趣旨にも逆行するものであって、地方自治体がその公的責任を放棄するものに等しいと思います。公務員を全国民の奉仕者とした憲法15条の理念に照らし、自治体が責任を持って実施すべき業務は、任期の定めのない常勤職員を中心として運営するという原則に立ち返るべきであり、民間の委託は行うべきではないということを申し上げておきます。

次に、子育てしやすいまちをつくることでもあります。

本市は、高い出生率であり、子どもたちが増えることほど未来に希望の持てることはありません。こうした中で、未来を担う子どもたちに、ゆとりのある教室と豊かな教育環境を保障することは必要であります。しかし、児童数増加や、35人学級に対応するため、教室など施設不足が生じ、特別教室の普通教室転用等の改修工事やアルコ清洲のプール施設を併用して水泳授業の実施など、学校間で教育環境に格差が生じており、良好な教育環境の確保に向けた学校の適正規模、配置の取組が求められます。

次に、学校給食についてであります。

新年度は、物価高騰分に2千85万5千円対応されたことには評価します。しかし、学校給食の無償化については、子育て支援施策として今、自治体に取り組む喫緊の課題であります。今年度11月から1月までの3か月の無償化実施は、多くの保護者から称賛されています。特に物価

高騰の中で、月額、小学校4千100円、中学校4千800円の出資は、保護者にとって決して軽いものではありません。学校給食費の無償化を強く求めます。今、市民生活は光熱費や食料品など、あらゆる物価の度重なる高騰にあえいでいます。消費不況の中、消費税負担も重くのしかかっています。さらに今年10月から実施予定のインボイス制度によって、地域経済への影響がますます大きくなるのが心配されます。非正規労働者だけでなく正規雇用者も含めて賃金が上がらず、この20年間で実質賃金が平均24万円も少なくなり、家計も営業も大変厳しい中に置かれています。こうした課題に対して、市民に最も身近な基礎自治体として、住民の福祉の向上という地方自治体の本旨に根差し、市民の命と暮らし、最優先に市民に寄り添える市政をさらに進めていくことを求め、反対討論といたします。

議長（野々部 享君）

続いて、松岡議員の賛成討論の発言を許可いたします。

松岡議員。

< 5番議員（松岡 繁知君）登壇 >

5番議員（松岡 繁知君）

議席5番、松岡繁知でございます。議長のお許しを頂きましたので、ただいま議題となっております議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案について、清須市議会清政会を代表いたしまして賛成の立場から御意見を申し述べます。

令和5年度当初予算案は、市制施行以来最大の規模となり、永田市長は市民の暮らしの安心を確保するとともに、コロナ禍収束の先にある未来への投資を着実に進めることで、力強い清須市の実現を目指していくと表明されておりました。こうして編成された当初予算案につきましては、喫緊の課題に的確に対応するとともに、清須市がこれからも発展を遂げるために必要な施策について、しっかりと取り組む内容となっており、その成果が大いに期待されるものであります。

具体的には、五条川右岸側の防災センター整備に加えて、雨水幹線整備やポンプ場の長寿命化といった出水対策など、安全・安心な地域づくりに向けて、着実に整備を進める内容であります。

また、子ども医療の対象を高校世代の通院まで拡大することや、学校給食に関わる原材料の物価高騰分を公費負担するなど、子育て世代への支援に積極的に取り組む姿勢が見える内容であり、高く評価したいと思います。

さらに、帯状疱疹の発症率が高くなる50歳以上の方を対象にした予防接種について、その費用の一部を補助するなど、健康づくりの推進にもしっかりと対応されております。

また、鉄道高架や土地区画整理などの基盤整備事業の継続実施に加えて、きよすイルミの実施エリア拡大をはじめ、観光誘客の促進に向けた取組を進めるなど、清須市の将来を見据えた的確な予算となっております。

このほか介護保険事業では、介護予防にスマートフォンアプリなどのICTを活用するほか、後期高齢者医療事業、国民健康保険事業といった、誰もが生き生きと暮らしていくために必要な諸制度についても、健全で安定的に運営されております。

これらの施策を支える財政面では、市税収入がコロナ禍前の水準以上まで回復することが見込まれるに加え、補助金、基金、市債を有効に活用して財源を確保することで、健全な税制運営にも十分配慮した予算案であると高く評価し、市民の皆様の理解を得るものと判断するところであります。

最後となりますが、清須市長をはじめ職員の皆様におかれては、6万9千人の市民の負託に応え、そして力強い清須市の実現に向け、日々の職務に精励いただき、今後とも一層堅実な行財政運営に努力されることをお願いし、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（野々部 享君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第2号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第2号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算案に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移された都道府県化から5年、この間、愛知県の標準保険税率に近づけるよう、毎年税率改定の値上げを進め、平成30年に世帯当たり15万4千921円、1人当たり9万5千264円だった税額は、令和5年度は世帯当たりで16万9千448円、1人当たり11万786円となり、この5年間で世帯当たり1万4千527円、1人当たり1万5千522円の引上げとなりました。国民健康保険は加入者の約8割が非正規労働者や高齢者などの無職で、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度を担う重要な役割を担っています。しかし、高齢化などで医療費が増える一方、加入者に低所得者が多いなどの構造的な問題があり、国民健康保険税が年収の1割に上るなど、構造的問題を残したまま医療費増を住民負担で賄うことには無理があります。高過ぎる保険税を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費の投入が求められます。

さらに、コロナ危機と物価高騰で苦境にあえぐ市民が急増する中、条例減免の仕組みを活用し、生活困窮世帯など国保税減免を行っていくことも必要です。よって、本予算案に反対するものがあります。

また、条例の改定に伴う国保税の引上げを行う議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案も同理由により反対するものであります。

以上です。

議長（野々部 享君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第3号 令和5年度清須市介護保険特別会計予算案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第3号 令和5年度清須市介護保険特別会計予算案について、反対の立場から討論を行います。

第8期介護保険事業計画の最終年度となる令和5年度予算総額は、50億342万9千円で、前年度より1億4千392万の減となっています。第8期計画における介護サービス料見込みについては、毎年度、給付実績等の要因分析、地域の高齢者の状況の把握等を行い、事業に取り組んでいることと思われませんが、令和5年度当初予算後の介護保険費準備基金が4億円を超えています。基金が積み上がるのは、保険料が引き上がる一方で、介護サービスの利用が低下しているためです。基金の原資は市民の納めた保険料であることから、介護保険の事業主体として積み上がった分の基金を取り崩し、基金を活用し、介護保険料や利用料の負担軽減を図るべきです。高齢者の暮らしは年金削減や物価高で非常に逼迫しています。医療に続き介護でも負担増、給付削減が実施されれば、必要な介護を受けられない事態や生活破壊がますます深刻化します。利用者からサービスを取り上げる改悪や機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険で必要な介護が保障される制度とするためには、国庫負担の引上げ、保険料、利用料の減免が求められることを述べ、反対討論といたします。

以上です。

議長（野々部 享君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第4号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第4号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度の制度導入以来、値上がりが繰り返し実施され、さらに物価高騰や年金収入が減らされ、暮らしが大変苦しいという声が出る下で、昨年10月からは75歳以上で一定の所得がある高齢者の医療費窓口負担を1割から2割の2倍にしたわけであり、給付削減により、1人当たり年間で5万円の負担増となり、収入が限られ、病気やけがの頻度が多い高齢者にとって、経済的理由で受診をためらう高齢者は少なくない中で2倍化の深刻な影響は計り知れません。本市においても、被保険者のうち2割負担の対象割合は23%の1千858人が該当し、今予算は通年でその影響を受ける最初の年度となります。後期高齢者医療制度の医療費給付費については、当初、財源の10%を保険料で負担し、残りを現役世代から支援金と公費で賄う形でしたが、人口減少に伴う現役世代の負担増加分を高齢者と折半する仕組みによって、75歳以上の人口が増え、医療給付費が増えれば、自動的に保険料は上がり、75歳以上の人の保険料が占める財源負担率は現在11.72%に増加されています。

今、年金では暮らせない、働かないと暮らせないという高齢世帯の貧困化が進んでいます。後期高齢者1千800万人のうち、所得なしが51.8%に上がっており、所得200万円未満が9割以上を占めています。後期高齢者世帯の約7割は公的年金等のみで生活し、910万人の公的年金等は、年100万円未満であります。コロナ禍の今、精神的にも経済的にも疲弊している中で高齢者への負担増は、受診控えを招くことが各調査でも明らかになっています。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を強いることをやめ、減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を復元し、保険料や窓口負担の軽減を進めることを求め、反対討論といたします。

以上です。

議長（野々部 享君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第5号 令和5年度清須市水道事業会計予算案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第6号 令和5年度清須市下水道事業会計予算案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第7号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案7号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案について、反対の立場から討論を行

います。

本条例案は、デジタル改革関連法により個人情報保護法が改定されたことに伴い、本市の情報保護条例の全部を改正するというものです。自治体の持つ個人情報は公権力を行使して取得されたり、申請届出に伴い義務として提出されたりするものがほとんどであるため、これまで個人情報は保護のための規制が民間より厳格に行われてきましたが、今回の法改定は保護から活用へと考え方を180度転換し、自治体が持つ個人情報を民間のもうけのために吐き出させようとするもので、個人情報保護行政の後退にほかなりません。

この条例案に反対する理由は、基本的人権、プライバシー権を侵害するおそれがあるからであります。国の最大の目的は、匿名加工情報制度、オープンデータ化と情報連携、オンライン結合を実際に行わせようということにあります。匿名加工情報は、個人を識別できないように加工したから個人情報ではないと定義され、非個人情報として取り扱われることができるとしています。幾ら匿名加工がされるといっても、他の情報と組み合わせることによって個人が特定されてしまう危険があります。プライバシーに関わる情報を、本人の知らないところで行政から民間にデータを提供することになり、自己情報コントロール権や、憲法が保障するプライバシーを守る権利、基本的人権が侵されることとなります。

第2点目は、国が地方自治と憲法が保障する条例制定権を侵害しているということです。個人情報保護の取組は、国よりも地方自治体が先行してきた歴史があり、それぞれの自治体で市民の大切な個人情報を保護するための条例が規定されてきました。しかし、自治体が持つ個人情報を活用したい国にとっては、ばらばらの条例、規制があることは都合が悪く、これまで自治体が条例で積み上げてきた仕組みを国が一旦リセットするよう迫ることは、地方自治を踏みにじるものと言わざるを得ません。

以上、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定と、従来の個人情報保護条例の廃止は、憲法に基づく自己情報コントロール権が大きく後退するとともに、チェック機関である審議会機能も縮小させ、地方自治をも後退させるものであり、本条例に反対するものであります。

なお、議案第8号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案、議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案、発議第1号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案も、同類により反対するものであります。

以上であります。

議 長（野々部 享君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第7号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第8号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第8号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第9号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第9号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第10号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第10号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第11号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第12号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第13号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第14号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第14号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第15号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第15号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、11時まで休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（ 時に午前10時46分 休憩 ）

（ 時に午前11時00分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16、議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第16号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第17号 清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第17号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第18号 清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第18号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第19号 清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第19号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第20号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第20号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議案第21号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第21号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第22、議案第22号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第22号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第23号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第23号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第24、議案第24号 清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第24号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第25号 清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第25号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第26、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第26号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第27、議案第27号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第27号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第28、議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第28号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第29、議案第29号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第29号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第30、発議第1号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

発議第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第31、請願第1号 選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を採択することを求める請願を議題といたします。

浅井議員の賛成討論の発言を許可いたします。

浅井議員。

< 19番議員（浅井 泰三君）登壇 >

19番議員（浅井 泰三君）

議席番号19番、浅井泰三でございます。

議長お許しの下、選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を採択することを求める請願について、賛成討論を申し述べます。

請願趣旨につきましては、議会冒頭申し述べたとおりでございます。また、付託されました福祉委員会にもお答えをさせていただきましたが、松川委員長からの報告にもありましたが、日本では96%が女性のほうが改姓をしております。日本のジェンダーギャップ指数は156か国中120位と出遅れております。そして、採択を求める請願の意見書の提出に至っては、先ほど委員長からも報告がありましたとおり、2022年、昨年12月現在で361件でございます。今、全国では1千718の自治体数がございます。これプラス各都道府県に至るわけでございますが、この361件がまだまだの数字かとは思いますが、採択されました本市の近辺では、名古屋市、津島市、江南市、一宮市、そして愛知県議会では2度も採択をされております。姓を戻した

い、改姓への事務手続などの労苦、離婚・死別で戻したい、戻りたい。しかし、子どものことを考えるとちゅうちょする、子どもとの別戸籍による弊害は数知れません。その他、枚挙にいとまがないわけですが、選択肢、必要とされ、さきの日経新聞の世論調査では、選択肢があるほうがよいかどうかという問いに、賛成 67%、反対 26%、年代別で見ると 18 歳から 39 歳では 84%、40 代から 50 代では 67%と、賛成の非常に高い世論であります。ジェンダーも叫ばれている中で、他の県議会の意見書の中では、困っている当事者がいるなら、寄り添って解決するのが我々政治の役割であるとし、選択的夫婦別姓が導入されなければ悲しむ人がいますと。導入されて悲しむ人はいないでしょうと。また、男女が共に活躍できる社会実現のためには、制度を法制化するよう求めているとしております。このようなことから、夫婦別姓について、ぜひ民法改正を求め、要求していくべきと思います。

党を超えた議員各位の賛同を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げ、賛成討論いたします。お願いします。

議長（野々部 享君）

討論を終結いたします。

これから請願第 1 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第 1 号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

< 起立少数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございます。

起立少数でございます。

したがいまして、請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を採択することを求める請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第 32、議案第 30 号から、日程第 34、議案第 31 号までを一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、本日、追加提案いたしました案件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第30号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第1号）案につきましては、令和5年度における新型コロナウイルスの予防接種について国の方針が示されたことから、ワクチンの接種及び接種体制の整備を行うため、所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。補正額は2億3千500万3千円を追加し、予算の総額は308億4千600万3千円となります。

報告第3号 専決処分した事件（調停を成立させること）の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案第31号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第12号）案につきましては、旧清洲町観光協会が実施した楽曲のCD化及び当該CDの頒布による著作権の侵害並びに貸出し譜面の紛失に係る損害賠償請求事件の調停が成立したことから、弁護士へ成功報酬を支払うとともに、市観光協会に対して弁護士費用及び解決金相当額の補助を行うため、所要の補正を行うことについて地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。補正額は116万円を追加し、予算の総額は312億212万2千円となります。詳細につきましては、担当から説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

議長（野々部 享君）

日程第32、議案第30号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第1号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第30号について御説明します。

それでは、追加提案しました令和5年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第30号

令和5年度清須市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度清須市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3千500万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308億4千600万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月23日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側の2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫は、国から上限額が設けられる旨の説明を受けていますが、本補正予算案では、現在見込むことができる範囲で、市民サービスの低下とならないよう、歳入歳出予算をそれぞれ計上しました。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額2億3千500万3千円の増額、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。

新型コロナウイルス予防接種事業に充当する特定財源10分の10です。

右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

4款衛生費、補正額2億3千500万3千円の増額、1項保健衛生費、新型コロナウイルス予防接種事業です。

1枚はねていただきまして、右側の色紙から補正予算（第1号）に関する説明書になります。

あと3枚はねていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額1億1千677万9千円の増額、1節保健衛生費負担金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の新規計上です。2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額1億1千822万4千円の増額、1節保健衛生費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の新規計上です。1項の負担金、2項の補助金ともに新型コロナウイルス予防接種費に充当する特定財源10分の10です。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額2億3千500万3千円の増額、3節職員手当等から18節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス予防接種費、事務費、接種費及び補助金の各新規計上です。本事業は、令和5年度における新型コロナワクチン接種について、厚生労働省通知等により、5歳以上の全ての方を対象とした秋冬での1回接種を原則としつつ、高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方などに対しては、春夏にもさらに1回の接種ができるよう体制を整えることが示されたことから、必要となる接種及び接種体制の整備を行うものです。

まず、春夏の接種ですが、対象者は65歳以上の方、5歳以上で基礎疾患のある方や重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者や高齢者施設等従事者となります。4月中旬から接種券を発送し、接種期間は5月から8月までです。使用するワクチンはオミクロン株対応2価ワクチンとなります。

次に、秋冬の接種です。対象者は春夏接種を受けた方を含む5歳以上の追加接種が可能な全ての方となります。8月中旬から接種券を発送し、接種期間は9月から12月を予定しています。使用するワクチンは現在未定ですが、令和5年度の早期に決定される予定です。また、週100回以上の接種を4週以上実施する医療機関には、接種1回に対し2千円の補助金を交付します。なお、予約受付コールセンターは3月末まで継続して設置をする予定です。

議案第30号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

それでは、日程第32、議案第30号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

議席番号7番、富田雄二でございます。

新型コロナウイルス予防接種費の件で、ちょっと確認の質問でございますが、頂いております補足説明資料の一番下にあります米印のところですね、令和5年度の国庫補助金の一部に上限額が設けられるというふうになっておりますが、これまでワクチン接種に関しては、接種費又は事務費も含めて全額、たしか国庫負担ということになっと思ったと思うんですが、この5年度からはそれが一部上限額が設けられるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下健康推進課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課長の寺社下でございます。

令和5年度の国の補助金の考え方につきましては、3月9日の国の自治体説明会において案が示されました。新型コロナワクチン接種に係る国庫補助金については、令和4年度までは議員がおっしゃられたように、かかった経費の全額が補助の対象となっておりますが、令和5年度からにつきましては、接種に関わる経費のうち新型コロナワクチン接種ではない、いわゆる定期の予防接種においても発生し得るような事務について、例えば接種券の発送ですとか、コールセンターなどに関わる経費については、接種1回当たりの単価が設定されて、その単価に接種回数に乗じることによって補助金の上限額が算出されることになりました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

はい、分かりました。そうしますと、今回の補正予算書を見てみますと、歳入歳出同額になっておりますわね。今の説明であれば、5年度からということですので、これはもう既に歳出のほうで削減されとるというわけですか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

国の説明を受けまして、私どももこれからのワクチン接種体制の構築の中で、今までやってま

いました予約コールセンターのほうは引き続き継続をさせていただくんですけども、そのコールセンターの人数なども平均して10人程度で運用していたものを、5人程度に運用するように半減させて見直しを行います。あと、一般相談コールセンターにつきましても、4月末をもって終了することとしまして、感染症法上の分類が5類となる5月からは、接種に関する相談は健康推進課が受けるなどして、経費に関しましても削減をして見直した予算を計上しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

はい、分かりました。その米印のところですね、最後の文言で、原則補助金の範囲内での執行に努めると、こういうふうにかかれとるわけですが、このワクチン接種の要望が、当初、最初のワクチン接種のときみたいに、本当に非常にたくさん要望が来て、もう事務費、今、削られると言いましたけど、事務費、またこれちょっと処理できないというふうになった場合、またこれ新たに採用されるか何かされるわけですが、そういったときにこれまた足りない分は一般財源で補うという形で考えてよろしいですか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

接種体制に関しまして、原則、一般財源が発生しないように事業のほうを継続して行っていくようにしてまいりたいと思いますけれども、もしも不測の事態、突発的な支出などがあって、結果的に補助金の範囲を超えた場合には、一般財源を伴う支出が発生することが、もしかしてあるかもしれないということです。できる限り一般財源を使用しないようにというふうには、接種体制を構築してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

はい、分かりました。結構です。

議長（野々部 享君）

では、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第30号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議 長 (野々部 享君)

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、報告第3号 専決処分した事件（調停を成立させること）についての報告をよろしく願いいたします。

市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長 (石田 隆君) 登壇 >

市民環境部長 (石田 隆君)

市民環境部長の石田です。

報告第3号について御説明いたします。

市長提出議案等の1ページを御覧ください。

報告第3号

専決処分した事件（調停を成立させること）の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について同条第2項の規定により議会に報告する。

この報告第3号につきましては、100万円以下の調停が該当いたします。

令和5年3月23日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを横にして御覧ください。

調停を成立させることについて1件でございます。

表の左側の欄を御覧ください。

専決処分年月日は令和5年2月17日。申立年月日は令和4年10月7日です。

次に、表の一番右側の欄、事件概要を御覧ください。

旧清洲町観光協会が実施した楽曲のCD化及び当該CDの頒布による著作権の侵害並びに貸出し譜面の紛失について、当該楽曲の作曲者である申立人は、清須市及び清須市観光協会を当事者とし、当該CDの回収及び損害賠償の支払いをさせる旨の調停を求める申立てを行ったものです。

申立人の住所及び氏名につきましては記載のとおりでございます。

最後に、表の右から2つ目の欄、調停事項を御覧ください。

1、申立人は清須市に対する請求を放棄する。

2、申立人と清須市は、申立人と清須市との間には本条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3、調停費用は各自の負担とする。

報告第3号の御説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

次に、日程第34、議案第31号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第12号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第31号について御説明します。

それでは、追加提案した令和4年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第31号

令和4年度清須市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度清須市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億212万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月23日提出

清須市長 永田純夫

本補正予算（第12号）案は、ただいま報告第3号で市民環境部長が報告をしましたとおり、申立人から名古屋簡易裁判所に対し、清須市及び市観光協会に著作権を侵害したCDの回収及び申立人に対する損害賠償相当額の支払いをさせる旨の調停を求める申立てがなされたことについて、市に対する請求は放棄され、市観光協会は解決金を支払うことで調停が成立したため、所要の補正を行うものです。

1枚はねていただきまして、左側の2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

19款繰入金、補正額116万円の増額。2項基金繰入金です。

右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

7款商工費、補正額116万円の増額。1項商工費です。

1枚はねていただきまして、右側の色紙から補正予算第12号に関する説明書になります。

あと3枚はねていただきまして8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額116万円の増額。1節基金繰入金です。

説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金の増額です。本補正予算（第12号）案の

財源は、財政調整基金から繰り入れるものです。本補正後の令和4年度末の財政調整基金の現在高は22億3千934万1千円となります。

したがいまして、先ほど可決いただきました令和5年度当初予算後の財政調整基金現在高は11億9千696万4千円となることとなります。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額22万円の増額、12節委託料です。説明欄を御覧いただきまして、調停事務費の増額です。専決処分した事件の概要及び調停条項等は、先ほど市民環境部長が報告第3号で説明したとおりです。したがいまして、調停の成立に伴う弁護士への市の成功報酬を支払うため、委託料22万円を増額補正するものです。なお、弁護士への市の着手金につきましては、2月15日開催の全員協議会で産業課長から報告をしましたとおり、予備費から調停事務費に22万円を充用し、既に支払い済みとなっています。

3目観光費、補正額94万円の増額。18節負担金、補助及び交付金です。説明欄を御覧いただきまして、観光協会事業費補助金の増額です。市観光協会の調停条項について説明をします。市観光協会は、申立人に対し、申立人の作曲した交響曲の使用に関し混乱が生じたことについて遺憾の意を表明し、解決金として50万円の支払い義務があることを認め、令和5年3月31日までに支払い、市観光協会が保有している交響曲のCDを全て速やかに市場に出ない方法で廃棄する。申立人と市観光協会は、本著作物件の使用に関して、市観光協会に対する一切の使用許諾が終了していること。申立人が全ての権利を有していること及び市観光協会が何らの権利も有していないこと、何らの債権債務がないことを相互に確認する。調停費用は各自の負担とする。以上の内容により調停が成立したものです。つきましては、市観光協会においては、財務収支において通常運営以外の余剰金がないことから、本調停による市観光協会の解決金50万円、弁護士に係る着手金22万円、成功報酬22万円、計94万円を市が補助し、調停条項にありますように解決金を令和5年3月31日までに市観光協会が申立人に対し支払う予定としています。

議案第31号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

それでは、日程第34、議案第31号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

15番、加藤です。

今お話をお聞きしまして、申立日は令和4年10月7日と分かったわけですがけれども、これ、いつの話なのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

梶浦産業課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課長の梶浦でございます。

こちらの案件につきましては、旧清洲町観光協会15周年記念行事になります。こちらの日程につきましては、平成の16年10月30日、旧清洲町の町民センターで開かれました15周年の記念イベントで初公開された交響曲「信長」を演奏し、その録音をしたものをCD化したものということになります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

平成16年ということであります。そうすると2004年だと思います。2011年に実施した大河ドラマ館のときに、第三者委員会は今後は外部団体のチェック体制と責任の所在を明確にすることを求めたわけであります。しかし、今回はそれ以前の話が出てきたわけであります。この観光協会の事務局はどこに当たるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

3町合併後の観光協会事務局につきましては、実質的に産業課が兼務しております。また、合併以前の事務局についても、旧清洲町の産業課だと認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

産業課がやられておると。それを引き継いできたと。えらい2004年の話でありますので、どのように引き継がれたか。今回のことがあって、いろいろ調べられたと思います。当時、今のお話聞くと、契約書とか見積書を交わさずに、これ口頭でいろんなお話を、発注をされておったのかどうなのか、その辺を調べられて、どのように分かってきたのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

当該の著作物の使用許諾、また許諾の範囲、対価10万円になります。また、その契約の期間、町村合併後の権利義務の継承などは、平成16年6月付の著作者と旧清洲町観光協会との間で、著作物使用許諾契約書にて契約の締結を行っております。

この申立人に依頼した経緯につきましては、当時の観光関係の関係職員への聞き取りによりますと、市内のとある会社の経営者の方からお話を頂き、この方を介して契約したものと推測されております。この聞き取りの内容から推測しますと、既につくられた楽曲を編曲し、演奏するものであるため、他の方から見積り徴収することは難しかったと認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、るる述べられたわけですがけれども、契約は一応したと、契約書もあったという、今お聞きした理解なんですけれども、そうすると、チェック機能と責任の所在の明確化でありますけれども、今回、著作権の侵害と貸出し譜面の紛失であります。この辺については、どのように協議されたのか、もう一度お聞きします。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

まず、著作権の侵害につきましては、現在の市観光協会事務局の体制について申し述べますと、週4日程度勤務の事務職員2名と、私、産業課長が兼務します事務局長で運営する構成になっております。新しい事業や祭りの運営などは産業課職員が担っておりますが、最終的には役員以下、私の責任が大きいというふうに認識しております。

また、特にここ3か年の地方創生推進事業によります新たなもので、新しいイメージキャラクターの制作やレトルトカレーなどの新商品のパッケージ等についても著作権がかかってまいりますので、契約時に業務仕様書や契約書に明記をし、また観光協会が使用する場合におきましても、申請書提出などを行うなど適正に行っておりますが、いま一度確認が必要と認識しております。

また、貸出し譜面の紛失につきましては、当時の関係者であります仲介者でもありました市内の会社経営者の奥様にも聞き取りを行いまして、その仲介者御主人を介して申立人の返却済みである旨が当方の主張でありますので、調停事項で最終的に市観光協会が申立人に対し、作曲した交響曲の使用に関し混乱が生じたことについての遺憾の意を表明しまして、最後に申立人と相手方である本市や市観光協会の間に、本調停事項に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する旨の記載がありますので、そのような形で終結したものと認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

えらい古い話ですので、なかなかその実証や検証するのは難しいこともあるかと思えますけれども、やはりこういうことが起きると、市政に対する信頼低下を招きかねないわけであります。そういう意味で、コンプライアンスの指針というのがきちっと清須市にはあるわけであります。全ての職員が共通の認識を持ってコンプライアンス行動を実践していく、このことによって市役所が市民から信頼される、こういう組織となることを目指して指針もあるわけであります。

ですから、職員が常に意識すべき行動指針として、このコンプライアンスの指針を身につけていただきたいと思うわけですが、今回、この清須市コンプライアンスの推進委員会は機能したのかどうか。それで、今後の対応についてもこれ協議されたのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。

コンプライアンス推進委員会につきましては、コンプライアンス、議員おっしゃられましたように、清須市コンプライアンス行動指針の策定や改定などが主な所掌事務になっております。で

すので、この委員会とは特段、協議はしておりません。ただし、先ほどからお話出ておりますように、行動指針を示しておりますので、職員に対してはいま一度、適正な事務の遂行や情報管理の徹底というところを周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

やはり自律的な運営ができるように、それぞれ外郭団体にも支援をしていく、このこととともに運営責任を明確化していく、このことも必要だと思えます。担当部署の適切な指導・助言の徹底、これを行っていただくことを求めて、私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

議長（野々部 享君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

続いて賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第31号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

最後に、日程第36、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年3月清須市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御審議、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(時に午前11時49分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月23日

議 長 野々部 享

署名議員 久野 茂

署名議員 浅井 泰三